

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

安中市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1 旧安中市地域（法第3条第3項第1号、第2号、第3号対象地域）

#### (1) 現況

本地域は、市域東部の中山間地に位置し、後閑川や九十九川など主たる河川流域に広がる圃場は傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を集落単位で取り組むことにより、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の機能的な効果を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、不在地主化等により地域内の管理状況が変化することにより当該事業の目標である多面的機能の低下が特に懸念されている。

また、平地部においては、比較的圃場整備が完了している地域が多く効率的な農業生産活動が展開されている。

また、地元農業者の農業に対する意識も高く、耕作放棄地を解消したいという意欲も強い。

農村の自然環境や景観などの農業資源を守るため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方法を普及するとともに、農業者だけではなく地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、適正な農業生産活動等が維持されることにより耕作放棄地の発生を防止し、地域の立地特性を保つため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2 旧松井田町地域（法第3条第3項第1号、第2号、第3号対象地域）

#### (1) 現況

本地域は、市域西部の中山間地に位置し、増田川や九十九川など主たる河川流域に広がる圃場は傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を集落単位で取り組むことにより、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の機能的な効果を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、不在地主化等により地域内の管理状況が変化することにより当該事業の目標である多面的機能の低下が特に懸念されている。

また、平地部においては、比較的圃場整備が完了している地域が多く効率的な農業生産活動が展開されている。

また、地元農業者の農業に対する意識も高く、耕作放棄地を解消したいという意欲

も強い。

農村の自然環境や景観などの農業資源を守るため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するとともに、農業者だけではなく地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、適正な農業生産活動等が維持されることにより耕作放棄地の発生を防止し、地域の立地特性を保つため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	促進計画区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	下後閑広川	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	下後閑鍛冶屋花ノ木	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	下後閑鍛冶屋西	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	下後閑山王前東	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	中後閑如来堂柿木田	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	中後閑如来堂南	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	中後閑三反田	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	上後閑	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	下田中	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	迎田	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	上田中	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	姥堂	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	新井高梨子	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	土塩中河原	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	上の平	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	芳沢	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	坂本 原	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	八城 中河原	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	下高梨子	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	土塩 鍛冶屋村	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	西上秋間	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	下後閑藪田	法第3条第3項第2号に掲げる事業

	小日向	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	中秋間	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	促進計画区域全域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画し実施していくものとする。また、法3条第3項第2号、第3号に掲げる事業についても、関係者間で情報共有し効果的な推進ができるように、推進組織を活用できるものとする。

なお、法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村法等の指定地域

- a 安中市後閑地区（旧後閑村）
- b 安中市松井田町地区（旧碓氷郡松井田町）

(イ) 群馬県中山間地域等直接支払交付金特認基準により知事が指定する自然的、経済的、社会的条件が不利な地域

- a 安中市磯部地区（旧磯部町）
- b 安中市東横野地区（旧東横野村）
- c 安中市秋間地区（旧秋間村）

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上  
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 市長の判断によるもの
  - a 緩傾斜農用地  
特定農山村法等の指定地域の勾配が、田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の斜度を有する農用地。
- (オ) 群馬県知事が地域の実態に応じて指定する地域

## 2 集落協定の共通事項

注1 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

## 3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、安中市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。